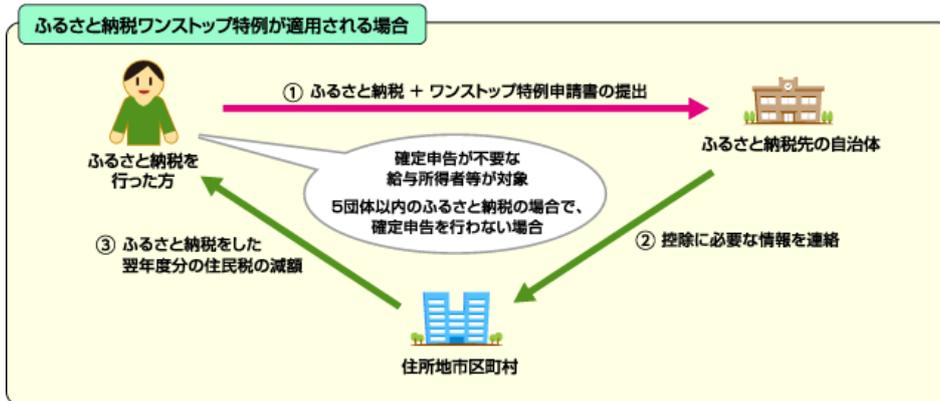


平成27年4月1日以降にふるさと納税を行った給与所得者等の皆様へ 確定申告不要の「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、給与所得者等の方のうち一定の要件に該当する方が、ふるさと納税をした自治体へ「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」を提出することにより、確定申告や住民税申告をすることなく、確定申告をした場合に受けられる所得税の寄附金控除分相当額を含めて翌年度の住民税よりふるさと納税に伴う寄附金控除が受けられる制度です。



(右図は
総務省ホームページより)

対象となるふるさと納税

○平成27年4月1日以降に行ったふるさと納税が対象となります

※平成27年3月31日までにを行ったふるさと納税は特例の対象にはなりませんので、寄附金控除を受けるには確定申告等が必要です(平成27年4月1日以降に行ったふるさと納税もあればこの分も含めて申告が必要です)。

対象となる方の要件

○ふるさと納税に伴う寄附金控除の申告をしなければ、確定申告や住民税申告をする必要がない給与所得者等の方

(例)お勤め先で年末調整を行い、ふるさと納税に伴う控除申告をしなければ確定申告をする必要のない給与所得者の方。

※確定申告や住民税申告をする必要のある自営業者など事業所得や不動産所得等のある方は対象となりません。

※給与・年金所得者の方でも、確定申告や住民税申告をする方は対象となりません(医療費控除等の控除手続のため申告した場合は、この特例の対象とはなりませんのでふるさと納税に伴う控除も含めて申告する必要があります)。

○ふるさと納税をされた自治体が5団体以内の方

申請手続について

○「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」をふるさと納税先自治体へ郵送してください

受理した申請内容はふるさと納税先自治体から申請された方の住所地市区町村へ通知されます

「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」(寄附金税額控除に係る申告特例申請書)

※クリックすると書類がダウンロードできます

「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」記入例 (佐野市へ申請される場合を例にしています)

※クリックすると書類がダウンロードできます

注意事項

○確定申告や住民税申告を行った場合、ワンストップ特例申請はなかったものとなります

※この場合、特例申請をしていた方は、申告を行う際にふるさと納税に伴う寄附金控除も含めて申告を行ってください。

※住民税額の決定後に確定申告された場合、特例申請がなかったものとされ住民税額は再計算されますのでご注意ください。

○特例申請後に申請書に記載した住所などが変更となった場合は、特例申請書提出先自治体へ「ふるさと納税ワンストップ特例申請事項変更届出書」の提出が必要となります

※ふるさと納税を行った翌年の1月10日が提出期限です

「ふるさと納税ワンストップ特例申請変更届出書」(寄附金税額控除に係る申告特例変更届出書)

※クリックすると書類がダウンロードできます

ワンストップ特例適用時の控除

○ふるさと納税に伴う寄附金控除は次の①②③により計算され、ふるさと納税額のうち2,000円を越える分が控除されます(最大控除額も①②③の計算によります)

①所得税寄附金控除:(寄附金-2,000円)×所得税率×1.021 ※寄附額は総所得金額等の40%が上限

②住民税基本控除:(寄附金-2,000円)×10% ※寄附額は総所得金額等の30%が上限

③住民税特例控除:(寄附金-2,000円)×(90%-所得税率×1.021) ※住民税の所得割の2割が上限

○ワンストップ特例が適用される方については①所得税寄附金控除額を所得税から控除する代わりにその相当額が住民税から住民税のワンストップ特例控除額として控除されます

問い合わせ先など

○ワンストップ特例申請書提出先・問合せ先

ふるさと納税をされた自治体の担当部署へお問い合わせください。

○住民税の課税内容について

佐野市役所 市民税課(直通Tel:0283-20-3008)へお問い合わせください。

○ふるさと納税関係のホームページ

総務省ふるさと納税ポータルサイト

※クリックするとサイトに移動します